

第9回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月28日(月曜日)
午前10時

会場

東京都千代田区神田錦町三丁目28番地
学士会館会議室(2階)

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「第9回定時株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようお願い申しあげます。

<株主の皆さまへお願いとお知らせ>

- ①新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申しあげます。
- ②例年、株主総会終了後に開催しておりました株主懇談会につきましては、本年は開催を中止といたします。また、ご来場の株主の皆さまにお渡ししておりますお土産につきましても、本年はご用意いたしておりません。



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6617/>



目次

■ 新型コロナウイルス感染拡大防止	1
に関するお願いとお知らせ	
■ 第9回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件	
添付書類	
事業報告	15
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39
第9回定時株主総会会場ご案内図	末尾

株式会社 東光高岳

証券コード：6617



新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願いとお知らせ

1	感染拡大防止の観点から、可能な限り、 <u>本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申しあげます。</u>
2	開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「第9回定時株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようお願い申しあげます。
3	株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況等により、 <u>やむなく会場等を変更する場合がございます</u> 。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.tktk.co.jp/)にて、変更後の内容をお知らせいたしますので、株主の皆さまにおかれましては、当日ご来場いただく場合でも、 <u>事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認ください</u> ますようお願い申しあげます。
4	例年、株主総会終了後に開催しております <u>株主懇談会につきましては、本年は開催を中心といたします</u> 。また、ご来場の株主の皆さまにお渡ししておりました <u>お土産につきましても、本年はご用意いたしておりません</u> 。
5	会場入口付近で検温をさせていただき、 <u>発熱があると認められる方、体調不良があると認められる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます</u> 。なお、 <u>海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただけますようお願い申しあげます</u> 。
6	会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、 <u>マスクの着用をお願い申しあげます</u> 。
7	株主総会運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
8	本総会においては、 <u>感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます</u> 。株主様におかれましても、 <u>事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます</u> 。

(証券コード 6617)
2021年6月11日

株主各位

東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社 東光高岳
代表取締役社長 武部俊郎

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウィルスの感染拡大を受け、感染拡大防止の観点から様々な対応が要請される事態が継続しております。この事態を受け、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施して開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、可能な限り、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申しあげます。

書面又はインターネット等により事前に議決権行使いただく際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、4ページから5ページに記載の「議決権行使についての案内」をご参照のうえ、2021年6月25日（金曜日）午後5時までに議決権行使していただきますようお願い申しあげます。

また、開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「第9回定時株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月28日（月曜日）午前10時
2. 場 所	東京都千代田区神田錦町三丁目28番地 学士会館会議室（2階）
3. 目的 事 項 報 告 事 項	第9期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項 第1号議案 第2号議案 第3号議案	剰余金の配当の件 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績運動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件 以 上

(お願い)

当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

(お知らせ)

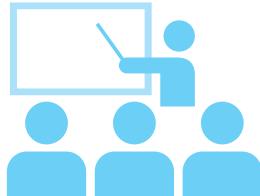
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tktk.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
- (2) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 (3) 連結計算書類の連結注記表
- (4) 計算書類の株主資本等変動計算書 (5) 計算書類の個別注記表

◎修正するべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<https://www.tktk.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合

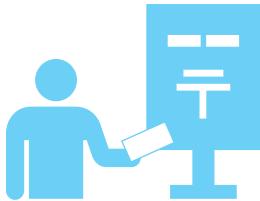


株主総会開催日時

2021年6月28日（月曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権行使することができる株主様
以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

書面にて行使いただく場合

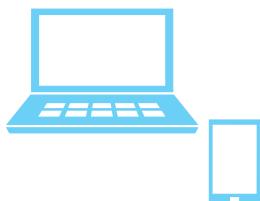


行使期限

2021年6月25日（金曜日）午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネットにて行使いただく場合



行使期限

2021年6月25日（金曜日）午後5時まで

インターネットにより議決権行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された
「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否
をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
アドレス | <https://www.web54.net>

● インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使

1 議決権行使のお取扱いについて

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって議決権を複数回数行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

2 パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- ①パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- ②パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- ③議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ①本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル	電話 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~21:00)
--------------------------------	--

- ②その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア 証券会社に口座をお持ちの株主様

　証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)
--

■ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、安定的な配当の実施が株主各位のご期待に応える基本と認識しており、財務体質の強化など経営基盤の安定確保に努めながら、継続的な配当を実施することとしております。

当期の配当につきましては、業績の状況、経営環境などを勘案し、次の通りといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は405,431,175円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月29日といたしたいと存じます。

- (注) 1. 会社法第453条に基づき、配当金総額は、発行済株式総数から自己株式59,058株を除いて算出しております。
2. 年間配当金は、中間配当金1株につき25円と合わせ1株につき50円、配当金総額は中間配当金総額405,442,375円と合わせ810,873,550円になります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次の通りであります。

(五十音順)

候補者番号	氏名					現在の当社における地位及び担当
1 新任	一ノ瀬 貴士	いちのせ たかし				常務執行役員
2 再任	植村 明	うえむら あきら	社外 独立			取締役
3 再任	金子 祯則	かねこ よしつのり	社外			取締役
4 再任	亀山 晴信	かめやま はるのぶ	社外 独立			取締役
5 再任	藤井 威徳	ふじい たけのぶ				取締役常務執行役員 内部監査部、総務部、労務人事部、経理部、光応用検査機器事業本部 担当
6 再任	三島 康博	みしま やすひろ	社外 独立			取締役
7 新任	若山 達也	わかやま たつや				常務執行役員経営企画部長



1 いのせたかし 一ノ瀬 貴士 (1962年9月27日生)

新任

■ 略歴及び地位

- 2010年 7月 東京電力株式会社東京支店設備部長
 2011年 9月 同社東京支店渋谷支社長
 2014年 6月 東電タウンプランニング株式会社代表取締役社長（東京電力株式会社より出向）
 2017年 6月 東京電力ホールディングス株式会社内部監査室長
 2018年 4月 同社執行役員内部監査室長
 2019年 4月 同社執行役員稼ぐ力創造ユニット組織・労務人事室長
 2021年 4月 当社常務執行役員（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
一株

■ その他株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
200株

■ 取締役候補者とした理由

一ノ瀬貴士氏は、東電タウンプランニング株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております、また、東京電力ホールディングス株式会社の執行役員を歴任するなど、電力業界に関する高い専門性を有することから、強いリーダーシップで「東光高岳グループ2030VISION & 2023中期経営計画」を推進する適切な人材と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。



2 うえむらあきら 植村 明 (1954年9月19日生)

再任 社外 独立

■ 略歴及び地位

- 2008年 4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社（現 株式会社日立ソリューションズ）執行役産業システム事業部長
 2009年 4月 同社執行役通信・産業システム事業部長
 2010年 4月 日本証券テクノロジー株式会社副社長執行役員
 2010年 5月 同社代表取締役社長
 2019年 6月 同社顧問
 2020年 6月 当社取締役（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
一株

■ その他株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

植村明氏は、日本証券テクノロジー株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、IT業界に関する高い専門性、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門性等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。



3 かね こ よし のり 金子 穎則 (1963年5月17日生)

再任 社外

■ 略歴及び地位

- 2011年10月 東京電力株式会社埼玉支店設備部長
- 2013年7月 同社多摩支店武藏野支社長
- 2015年7月 同社パワーグリッド・カンパニー経営企画室長兼経営企画ユニット企画室
- 2016年4月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役副社長経営改革担当兼経営企画室長
- 2016年6月 同社取締役副社長 経営改革担当
- 2017年6月 東京電力ホールディングス株式会社取締役指名委員会委員
東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長（現在に至る）
当社取締役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

- 東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長

■ 所有する当社普通株式の数
一株

■ その他株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金子禎則氏は、東京電力パワーグリッド株式会社の代表取締役社長であり、電力業界に関する高い専門性、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の専門性等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。



4 かめ やま はる のぶ 亀山 晴信 (1959年5月15日生)

再任 社外 独立

■ 略歴及び地位

- 1992年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
- 1997年4月 亀山晴信法律事務所（現亀山総合法律事務所）開設（現在に至る）
- 2005年6月 一般財団法人共立国際交流奨学財団監事（現在に至る）
- 2007年6月 株式会社小森コーポレーション監査役
- 2010年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現在に至る）
- 2012年10月 当社取締役（現在に至る）
- 2013年6月 株式会社小森コーポレーション取締役（現在に至る）
- 2013年10月 ソマール株式会社監査役（現在に至る）
- 2021年3月 株式会社やまびこ監査役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

- 亀山総合法律事務所弁護士
- 株式会社小森コーポレーション社外取締役
- ソマール株式会社社外監査役
- 株式会社やまびこ社外監査役

■ 所有する当社普通株式の数
1,300株

■ その他株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

亀山晴信氏は、弁護士としての豊富な経験・法律に関する幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、法的観点に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年9ヶ月となります。



5 藤井 威徳 (1956年9月17日生)

再任

■ 略歴及び地位

- 1979年 4月 株式会社高岳製作所入社
 2010年 6月 同社常務取締役技術開発本部長
 2011年 6月 同社代表取締役常務取締役技術開発本部長
 2012年 6月 同社常勤監査役
 2012年10月 当社常勤監査役
 2016年 6月 当社取締役常務執行役員（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
6,100株

■ その他株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
3,900株

■ 取締役候補者とした理由

藤井威徳氏は、長きにわたり技術開発本部等をはじめとした全ての事業分野に精通した豊富な経験・幅広い知見等を有しております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



6 三島 康博 (1950年10月11日生)

再任 | 社外 | 独立

■ 略歴及び地位

- 1999年 1月 トヨタ自動車株式会社堤工場成形部部長
 2002年 1月 タイ国トヨタ自動車株式会社上級副社長
 2009年 5月 フタバ産業株式会社常勤顧問
 2009年 6月 同社代表取締役社長
 2016年 6月 同社顧問
 当社取締役（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
1,800株

■ その他株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三島康博氏は、フタバ産業株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、製造業の企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合、上記の経験等に基づく経営に対する助言・監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。



7

わか やま たつ や
若山 達也

(1961年8月25日生)

新任

■ 所有する当社普通株式の数
2,183株

■ その他株式報酬制度に基づく交付予定株式の数
2,300株

■ 取締役候補者とした理由

若山達也氏は、支社長としての第一線の営業現場での経験に加え、経営企画部門の分野に精通した豊富な経験・幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者 一ノ瀬貴士氏は、当社子会社の東光東芝メーターシステムズ株式会社の代表取締役会長を兼任する予定であり、当社は同社との間に機器販売等の取引関係があります。
2. 社外取締役候補者 金子禎則氏は、2016年4月から現在まで当社の特定関係事業者である東京電力パワーグリッド株式会社の業務執行者（現在は代表取締役社長）であり、当社は同社との間に電力設備・機器販売等の取引関係があります。また、同氏は、過去に当社子会社の東光東芝メーターシステムズ株式会社の非業務執行取締役であったことがあります。
3. 注記1と2以外の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者 植村明、亀山晴信及び三島康博の3氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出しております。
5. 取締役との責任限定契約の締結
- 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）と損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を当社定款に規定しており、損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
- なお、社外取締役候補者 植村明、金子禎則、亀山晴信及び三島康博の4氏は、当社と責任限定契約を締結しており、原案通り各氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の締結
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、原案通り各氏の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、任期の途中で当該保険契約を更新する予定であります。
- 当該保険契約は、取締役としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。また、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされる恐れがある状況が発生した場合に、被保険者である取締役がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。
- 取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約では、取締役が私的な利益・便宜の供与を得たこと、取締役の犯罪行為又は取締役が違法であることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等を免責しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績運動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

（1）提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2017年6月26日開催の第5回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員を対象とした業績運動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、その後、監査等委員会設置会社への移行に伴い2020年6月29日開催の第8回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下断りがない限り、同じとする。）に対する本制度に係る報酬等の額について改めてご承認をいただき（以下、第8回定時株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る信託金額の上限を定める報酬枠に加え、取締役に対する本制度に係る株式数（ポイント数）の上限を定める報酬枠を設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2020年6月29日開催の第8回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額180百万円以内（うち社外取締役分として年額30百万円以内））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記（2）の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、第2号議案が原案通り承認可決されると、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名となります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

（2）本制度における報酬等の額及び具体的な内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等（注1）の退任時に当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績運動型の株式報酬制度です。

（注1）取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員を意味するものとします。以下同じとします。

① 本制度の対象者	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員。
② 信託金額	取締役分として、対象期間（3事業年度）ごとに65百万円。（執行役員分を合わせた合計額は、対象期間ごとに252百万円。）（注2）（注3）

(2) 信託金額	<p>(注2)当社は、2018年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」とい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うために必要な株式を取得するために必要な資金（執行役員分を合わせた合計額180百万円）を拠出し、取締役等を退任した者のうち一定の要件を満たす者を受益者として本信託を設定しております。本信託は、当社が拠出した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式95,700株を取得しております。</p> <p>(注3)今後、追加拠出を行う場合、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する当社株式等の給付が完了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、第8回定期株主総会でご承認をいただいた上記上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。</p>
(3) 納付される当社株式等の数の上限	<p>各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与。付与されたポイントは、⑤の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算。（注4）</p> <p>なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は10,000ポイント（執行役員分を合わせた合計は40,000ポイント）を上限とする。（注5）</p> <p>(注4)本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について、合理的な調整を行います。</p> <p>(注5)取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（執行役員分を合わせた合計で40,000株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.24%です。</p>
(4) 当社株式の取得方法及び取得株式数	<p>②により拠出された資金を原資として、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受けの方法により取得。（注6）</p> <p>なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は取締役分として、1事業年度当たり10,000ポイント（執行役員分を合わせた合計は40,000ポイント）であるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は取締役分として、30,000株（執行役員分を合わせた合計は120,000株）となる。</p> <p>(注6)本信託による当社株式の取得につき、現時点において具体的な予定はありませんが、今後当社が追加拠出を決定し、本信託による当社株式の取得が実施される場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。</p>
(5) 当社株式等の給付	<p>取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に上記③により算定される当社株式を本信託から給付。（注7）</p>

⑤ 当社株式等の給付	<p>(注7)役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合は、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて当社株式を退任日時点での時価で換算した金額相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。</p> <p>また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。</p> <p>取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。</p>
⑥ 配当の取扱い	<p>本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点でお任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。</p>

■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の概要（2021年6月28日以降）

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下の通りであります。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬については、業績連動報酬以外の報酬である金銭固定報酬と業績連動報酬である金銭変動報酬、株式報酬の3つより構成されております。また、社外取締役の報酬については金銭固定報酬となっております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の金銭報酬については、各地位群（社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）毎に基準報酬額を定めており、この基準報酬額の約70%を最低保証額とする金銭固定報酬としております。また、社外取締役の金銭固定報酬については職責に応じて決定しております。

基準報酬額の金銭固定報酬以外の約30%の変動部分を金銭変動報酬とし、各事業年度における計画の着実な達成、収益の拡大といった短期インセンティブとなることを目的として、全社業績及び個人業績の結果に応じて増減させる仕組みとしております。

全社業績部分については、当初計画及び前年度に対する連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の増減に応じて算出しております。

個人業績部分については、取締役各個人が設定した業績目標に対する業績評定に基づき算出しております。株式報酬については、持続的成長、企業価値向上といった中長期のインセンティブとすることや株主との利益意識の共有を目的として支給しております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の退任時に当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が給付される制度であり、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位（役付取締役、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）、対当初計画・対前年比業績指標により算出される係数により定まる数のポイントを付与し、付与されたポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算いたします。

各地位群（社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）のいずれにおいても、報酬構成割合は、金銭固定報酬60%：金銭変動報酬30%：株式報酬10%を目安とします。なお、構成割合は業績等の状況に応じて変動いたします。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況になりました。先行きについても新型コロナウイルス感染症が社会経済活動へ与える影響は、引き続き不透明な状況にあります。

当社グループの最大の取引先である電力業界においては、省エネルギーの進展等に伴う国内エネルギー需要の減少傾向が続く中、電力小売全面自由化により分野・地域を超えた競争が激化しており、生産性向上と徹底的なコスト削減が進められています。その一方で、日本政府がグリーン社会の実現を目指し2050年カーボンニュートラル宣言をしたことにより、再生可能エネルギーを含めた分散型エネルギー関連設備の一層の拡大や電気自動車向け急速充電器需要の本格的な立ち上がりが期待されます。

このような経営環境の中、当社では、「東光高岳グループ2020中期経営計画」の3つの基本方針「既存事業の収益性向上」、「新たな収益基盤の構築」、「経営基盤の強化」のもと、社員全員が一丸となったカイゼン活動による生産性向上、原価低減、調達改革、自治体のプロポーザル方式案件への積極的な参加、新製品の投入、デジタル化への投資による既存事業の収益性向上、エネルギー・マネジメントシステムを中心とする新たな収益事業の構築、製品品質の向上等に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高はプラント物件が増加したものの海外工事の減少により、91,939百万円（前年同期比1.5%減）となりました。

利益面では、機種構成の変動と原価低減により、営業利益3,382百万円（前年同期比45.7%増）、経常利益3,402百万円（前年同期比51.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,408百万円（前年同期比67.0%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

【電力機器事業】

当事業は、主に受変電・配電用機器、監視制御システム・制御機器等の製造販売及び据付工事を行っております。

当事業の業績は、プラント物件が増加したものの海外工事の売上高減少及び機種構成の変動と原価低減により、売上高52,668 百万円（前年同期比1.7%減）、セグメント利益5,937 百万円（前年同期比14.8%増）となりました。

【計量事業】

当事業は、主に変成器・各種計器の製造販売、計器失効替工事等の請負等を行っております。

当事業の業績は、スマートメーター及び変成器の売上高増加により、売上高30,361 百万円（前年同期比2.4%増）、セグメント利益1,273 百万円（前年同期比8.7%増）となりました。

【エネルギーソリューション事業】

当事業は、主にエネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器等の製造販売を行っております。

当事業の業績は、EMS 関連の売上高減少により、売上高2,456 百万円（前年同期比12.1%減）、セグメント損失318 百万円（前年同期はセグメント損失293 百万円）となりました。

【情報・光応用検査機器事業】

当事業は、主に三次元検査装置、シンクライアントシステム、組込みソフトウェア等の製造販売を行っております。

当事業の業績は、メカトロニクス機器の売上高減少により、売上高4,410 百万円（前年同期比13.0%減）、セグメント損失21 百万円（前年同期はセグメント利益113 百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

小山事業所大電力試験設備の更新及びデジタル化推進展開等により、全体で1,926百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、経常的な運転資金及び投資に関する資金を金融機関からの借入金にて調達しておりますが、特筆すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、「お客さまと共に新たな価値を創造します」、「ものづくりを究めます」、「限りない変革への挑戦を続けます」を企業理念とし、お客さまの信頼と、技術への情熱を大切に、新たな可能性に挑み続ける企業づくりを目指しております。電力ネットワークをトータルにサポートする企業として、これまでの電力流通システムのモノ売りから、エネルギー利用の高度化・多様化に対応した事業で、「サステナブル社会」に貢献してまいります。

②対処すべき課題

当社グループの最大の取引先である電力業界においては、省エネルギーの進展等に伴う国内エネルギー需要の減少傾向が続く中、電力小売全面自由化により分野・地域を超えた競争が激化しており、生産性向上と徹底的なコスト削減が進められています。

その一方で、日本政府がグリーン社会の実現を目指し2050年カーボンニュートラル宣言をしたことにより、再生可能エネルギーを含めた分散型エネルギー関連設備の一層の拡大や、電気自動車向け急速充電器需要の本格的な立ち上がりが期待されます。

このような経営環境の中、当社グループは、2021年4月に「2030VISION & 2023中期経営計画」を策定いたしました。

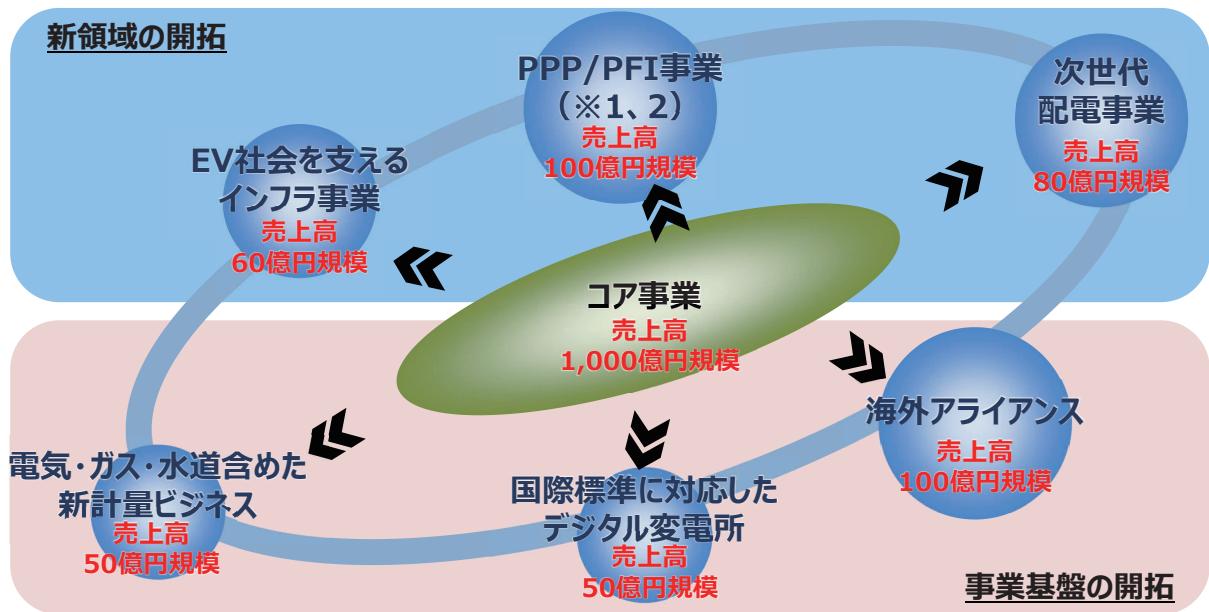
2030VISION & 2023中期経営計画

1. 2030VISION

これまでの電力流通システムのモノ売りから、エネルギー利用の高度化・多様化に対応した事業で、「サステナブル社会」に貢献してまいります。

その実現に向けて、6つの事業分野を開拓して総合エネルギー事業プロバイダーを目指します。

コア事業は事業構造転換により売上高1,000億円規模に発展、新たな事業ポートフォリオにより売上高400～500億円規模の創出を目指します。



(※1) Public Private Partnershipの略称。公民連携により、民間の多種多様なノウハウ・技術を活用して行政サービスの向上や財政資金の効率的使用などを図る概念。

(※2) Private Finance Initiativeの略称。公共施設の建設や維持管理・運営等を、民間の資金や経営能力・技術的能力を活用して行う手法。

■ ESG経営

事業活動を通じて、「サステナブル社会」の実現に貢献するためにSDGsを目指した経営に取り組んでまいります。

ESG	新たな取り組み項目	SDGs
E 環境	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の小さい機器開発(植物油変圧器、親環境ガス対応GIS等) ・再生可能エネルギーによる事業運営を強固に支える製品・サービス(風力発電向け雷電流装置) ・EV普及を後押しする充電インフラ・サービスの提案(大容量急速充電器) ・エネルギーの省エネ・マネジメントをデジタル化でサポートする製品・サービス 	
S 社会	<ul style="list-style-type: none"> ・社員を含めたステークホルダーとの関係を強化(ダイバーシティ、働き方改革など) ・価値向上に社員の力を發揮させるためのリスクリニング教育 ・地域社会の安全・安心・生活基盤において、豊かな暮らしへの貢献(奉仕活動、防災協定など) ・海外における電力が十分に行き届かない地域への貢献(海外EPC事業) 	
G ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・時流に合った組織の変革による迅速な経営判断 ・自社目線だけに陥らない社外目線の監督機能を取り入れた経営 ・デジタル技術を活用した経営情報の迅速な組成と意思決定支援 	

2. 2023中期経営計画

以下の3つの基本方針を基に、2030年に向けた基盤再構築を実施いたします。

①コア事業の深化・変革

- ・主力製品のモデルチェンジ、販売拡大
 - ・原価低減技術開発
 - ・作業力イゼン、デジタル化の徹底

②事業基盤の構造転換

- ・国内外生産拠点の整備・再編・強化
 - ・国内外各社とのアライアンス
 - ・グループ会社の役割分担見直し

既存事業の見直しや製造・販売体制の
革新を図り開拓領域にリソースを再配置

③2030将来像開拓への挑戦

- ・海外生産拠点の新規構築
- ・データビジネス、インフラシステム事業のモデル実証
 - ・基礎技術の研究開発

セグメント毎の取り組みは以下の通りであります。

電力機器事業

- ・大型変圧器、開閉装置、開閉器などのモデルチェンジや海外調達拡大によるコストダウンで収益力を向上
- ・2030に向けて海外アライアンスによる海外生産拠点の構築やデジタル変電所に向けたセンシング技術の確立、環境配慮型機器の開発を推進

計量事業

- ・スマートメーター事業の再構築、変成器事業の海外生産による収益改善
- ・2030に向けて電気、ガス、水道のデータビジネス領域の市場探索、次世代スマートメーターの開発

エネルギーソリューション 事業

- ・新タイプの急速充電器投入により日本国内シェアNo1の更なるシェアアップ
- ・省エネ、再エネの高度利用に向けた次世代EMS開発

情報・光応用検査機器 事業

- ・需要増加に対応した三次元検査装置の量産体制の整備、海外新規顧客の開拓
- ・Withコロナ、Afterコロナを見据えたシンクライアント端末の販売拡大

2023中期経営計画 基本方針の目標とする経営指標は以下の通りであります。

	2020年度 実績	2021年度 目標	2023年度 目標
売上高	919億円	880億円	900億円
営業利益率 (営業利益/営業収益)	33億円 (3.7%)	27億円 (3.1%)	40億円 (4.4%)
親会社株主に帰属する当期純利益	14億円	16億円	25億円
ROE <自己資本利益率>	2.9%	3.2%	5.0%
ROA <純利益ベース>	1.4%	1.6%	2.4%

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

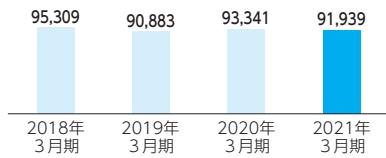
監査報告書

(5) 財産及び損益の状況

	第6期 2018年3月期	第7期 2019年3月期	第8期 2020年3月期	第9期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高 (百万円)	95,309	90,883	93,341	91,939
経常利益 (百万円)	3,189	2,891	2,253	3,402
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,546	1,031	843	1,408
1株当たり当期純利益 (円)	95.72	63.96	52.28	87.29
総資産 (百万円)	96,710	99,222	100,592	101,015

(注) 2019年3月期の第1四半期連結会計期間の期首より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を適用したため、2018年3月期につきましては遡及適用後の数値を記載しております。

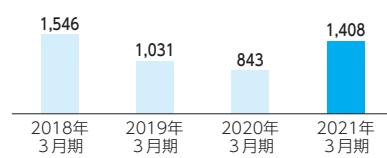
■ 売上高 (単位：百万円)



■ 経常利益 (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 出 社 資 比 の 率	主 要 な 事 業 内 容
タカオカエンジニアリング株式会社	310百万円	100.0%	電気工事・電気通信工事施工
タカオカ化成工業株式会社	50百万円	100.0%	高分子応用電気製品・部品の製造販売
東光器材株式会社	10百万円	100.0%	電気機器類の製造修理
ワットラインサービス株式会社	30百万円	100.0%	運送、物流管理、特高変成器・電力メーター設置工事
蘇州東光優技電気有限公司	5,520千米ドル	74.3%	各種変成器の製造販売
東光東芝メーターシステムズ株式会社	480百万円	51.0%	計器の開発及び製造販売
株式会社ミントウェーブ	50百万円	100.0%	シンクライアントシステムの製造販売、コンピュータソフトウェアの開発受託
ユーケスト株式会社	200百万円	100.0%	組込みソフトウェア開発販売、無線通信機器製造販売

(注) 連結子会社は上記の8社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

セグメント区分	主要な事業内容
電力機器事業	変圧器、開閉装置、開閉器、監視制御システム、配電用制御機器、セキュリティ監視・制御装置、伝送システム機器等の製造販売、電気設備工事、空調設備工事の請負等
計量事業	変成器・各種計器の製造販売、計器失効替工事等の請負等
エネルギーソリューション事業	エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器等の製造販売
情報・光応用検査機器事業	三次元検査装置、シンクライアントシステム、組込みソフトウェア等の製造販売

(8) 主要な拠点等

①当社

区分	分社	所在地	
本社	東京都江東区豊洲五丁目6番36号		
支社	東北(宮城県仙台市) 関西(大阪府大阪市)	中部(愛知県名古屋市) 九州(福岡県福岡市)	
営業所	北関東(栃木県小山市) 新潟(新潟県新潟市) 北海道(北海道札幌市) 四国(香川県高松市)	横浜(神奈川県横浜市) 埼玉(埼玉県蓮田市) 中国(広島県広島市)	
事業所	小山(栃木県小山市) 上野(東京都台東区) 名古屋(愛知県あま市)	蓮田(埼玉県蓮田市) 浜松(静岡県浜松市)	
海外駐在員事務所	フィリピン駐在員事務所(フィリピン共和国 マニラ首都圏 マカティ市) ハノイ駐在員事務所(ベトナム社会主義共和国 ハノイ市)		

②子会社

会社名	所在地
タカオカエンジニアリング株式会社	東京都千代田区
タカオカ化成工業株式会社	愛知県あま市
東光器材株式会社	埼玉県蓮田市
ワットラインサービス株式会社	埼玉県蓮田市
蘇州東光優技電気有限公司	中華人民共和国江蘇省蘇州市
東光東芝メーターシステムズ株式会社	埼玉県蓮田市
株式会社ミントウェーブ	東京都新宿区
ユーワエスト株式会社	東京都台東区

(9) 従業員の状況

従業員数

前連結会計年度末比増減

2,639名

37名減

(10) 主要な借入先

借入先	借入金額
株式会社三井住友銀行	2,142百万円
株式会社みずほ銀行	1,947百万円
株式会社りそな銀行	1,220百万円
株式会社三菱UFJ銀行	763百万円
三井住友信託銀行株式会社	604百万円
株式会社常陽銀行	580百万円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 16,217,247株
(自己株式59,058株を除く。)

(3) 株主数 14,056名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
東京電力パワーグリッド株式会社	5,671,260株	34.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	652,200株	4.02%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	288,800株	1.78%
東光高岳従業員持株会	281,502株	1.73%
大樹生命保険株式会社	209,700株	1.29%
明治安田生命保険相互会社	200,000株	1.23%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	196,144株	1.20%
三井住友信託銀行株式会社	178,700株	1.10%
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	154,900株	0.95%
株式会社みずほ銀行	149,600株	0.92%

(注) 1.持株比率は、自己株式(59,058株)を控除して計算しております。

2.日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は2020年7月27日付で合併により、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	武部俊郎	CKO (Chief Kaizen Officer) 東光東芝メーターシステムズ株式会社 代表取締役会長
取締役専務執行役員	西川直志	品質統括部、資材統括部、国際事業部 担当
取締役常務執行役員	藤井威徳	内部監査部、総務部、労務人事部、経理部、光応用検査機器事業本部 担当
取締役	金子禎則	東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役社長
取締役	亀山晴信	亀山総合法律事務所 弁護士 株式会社小森コーポレーション 社外取締役 ソマール株式会社 社外監査役 株式会社やまびこ 社外監査役
取締役	三島康博	
取締役	植村明	
取締役(常勤監査等委員)	黒澤義則	
取締役(監査等委員)	武谷典昭	東電設計株式会社 取締役会長
取締役(監査等委員)	高田裕一郎	芝浦メカトロニクス株式会社 社外取締役

- (注) 1.取締役 金子禎則、亀山晴信、三島康博、植村明、武谷典昭及び高田裕一郎の6氏は、社外取締役であります。
 2.当社と東京電力パワーグリッド株式会社との間には電力設備・機器販売等の取引関係があります。
 3.当社と亀山総合法律事務所、株式会社小森コーポレーション、ソマール株式会社、株式会社やまびこ、東電設計株式会社及び芝浦メカトロニクス株式会社との間には特別な関係はありません。
 4.当社は、社外取締役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
 5.当社は、業務執行取締役からの情報収集、重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携により、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、黒澤義則氏を常勤監査等委員として選定しております。

- 6.監査等委員 武谷典昭氏は東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）の経理部長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 7.監査等委員 高田裕一郎氏は、長きにわたり大手金融機関（株式会社三井住友銀行）に在籍した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 8.小田切司朗、水本州彦及び大亀薫の3氏は2020年6月29日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
- 9.2020年6月29日開催の第8回定時株主総会において定款変更の決議がされたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、黒澤義則、早稻倉嘉宏、武谷典昭及び高田裕一郎の4氏は任期満了により監査役を退任し、このうち黒澤義則、武谷典昭及び高田裕一郎の3氏が監査等委員である取締役に就任しております。
- 10.監査等委員である社外取締役の員数が法定の員数を欠くこととなる事態に備えて2020年6月29日開催の第8回定時株主総会にて、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役として、龜山晴信氏を選任しております。
- 11.取締役 龜山晴信、三島康博、植村明及び高田裕一郎の4氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 12.C K Oは、当社DXカイゼン推進本部の業務を含む全社的なカイゼンの推進に関する業務を担当しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は以下の通りであります。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬については、業績連動報酬以外の報酬である金銭固定報酬と業績連動報酬である金銭変動報酬、株式報酬の3つにより構成されております。

当社が株式会社高岳製作所及び東光電気株式会社を吸収合併した2015年3月期を基準年度とし、同事業年度の業績を反映のうえ決定した2016年3月期の取締役報酬を「基準報酬額」とし、この基準報酬額の約60%を最低保証額として金銭固定報酬としております。

基準報酬額については、地位群（社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）毎に定めており、これに予め定められた指標の増減等を変動部分に反映させ、員数の変動など所要の調整を行ったうえで地位群毎の報酬総額を決定しております。また、算出された地位群毎の報酬総額を当該群に属する役員等の個々人の業績により同一群内で配分しております。

各地位群（社長、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）のいずれにおいても、報酬構成割合は、金銭固定報酬60%：金銭変動報酬30%：株式報酬10%を目安とします。なお、構成割合は業績等の状況に応じて変動いたします。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については金銭固定報酬としており、職責に応じて決定しております。

当社は、代表取締役（複数の場合は1名を選定）及び独立社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）で構成する指名・報酬委員会を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の算定方法等の見直しに当たっては、予め指名・報酬委員会にて論議のうえ、取締役会による決定の際に指名・報酬委員会の意見を判断の要素としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第8回定時株主総会（2020年6月29日開催、以下「同定時株主総会」という。）において、年額180百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議されております。同定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役4名）となります。また、上記報酬額とは別枠で、同定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」（以下「同制度」という。）について、報酬等の額を2020年4月に開始した事業年度から3事業年度毎に65百万円を上限として決議されております。同定時株主総会終結時点の同制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名となります。

同定時株主総会において定款変更の決議がされたことにより、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、移行前の監査役の報酬等の額は、第1回定時株主総会（2013年6月27日開催）において、年額78百万円以内と決議されております。第1回定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名となります。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、第8回定時株主総会において、年額78百万円以内と決議されております。同定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の配分については、株主総会で決議された報酬年額以内で、取締役会の決議により武部俊郎氏にその決定権限を委任しております。同配分を決定した日における同氏の地位及び担当は以下の通りであります。

地位：代表取締役社長

担当：CKO（Chief Kaizen Officer）

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているため、同氏に同権限を委任しております。

同権限が同氏によって適切に行使されるように、同配分について同氏より指名・報酬委員会に報告を行い、確認を受けることとしております。

上記手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④業績連動報酬等に関する事項

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬について、基準報酬額の金銭固定報酬以外の約40%の変動部分を業績連動報酬（金銭変動報酬約30%、株式報酬約10%）とし、業績の結果に応じて増減させる仕組みとしております。

金銭変動報酬については、各事業年度における計画の着実な達成、収益の拡大といった短期インセンティブとなることを目的として、基準年度（2015年3月期）に対する連結売上高、連結営業利益の増減に中期経営計画の達成度を加味して決定しております。

株式報酬の内容については⑤非金銭報酬等の内容に記載の通りであります。

当事業年度における業績連動報酬等に係る業績指標である連結売上高、連結営業利益の実績は以下の通りであります。

連結売上高：91,939百万円

連結営業利益：3,382百万円

⑤非金銭報酬等の内容

株式報酬については、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」（以下、「同制度」という。）を導入しております。

同制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、同制度に基づき設定されている信託を「同信託」という。）を通じて取得され、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の退任時に当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が同信託を通じて給付される制度であります。

各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位（役付取締役、取締役専務執行役員、取締役常務執行役員）、対前年比業績指標により算出される係数により定まる数のポイントを付与し、付与されたポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算いたします。

業績指標については連結売上高、連結営業利益を選定しており、毎年の付与ポイントが増減することにより、収益の拡大といった短期のインセンティブと、株価上昇を目指す中長期のインセンティブとなることを目的とした制度であります。

当事業年度における同制度に係る業績指標である連結売上高、連結営業利益の実績は④業績連動報酬等に関する事項に記載の通りであります。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に交付予定の株式の数は、株主総会参考書類 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件に記載の通りであります。

⑥取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		金銭固定報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）（うち社外取締役）	120百万円 (19百万円)	79百万円 (19百万円)	30百万円 (一)	9百万円 (一)	10人 (4人)
監査等委員である取締役（うち社外取締役）	22百万円 (7百万円)	22百万円 (7百万円)	—	—	3人 (2人)
監査役（うち社外監査役）	11百万円 (1百万円)	11百万円 (1百万円)	—	—	3人 (1人)

(注) 報酬等の種類別の総額のうち非金銭報酬等については、業績運動型株式報酬制度による当事業年度の費用計上額であります。

（3）社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	金子 穎則	当期に開催された取締役会12回全てに出席しております。東京電力パワーグリッド株式会社の代表取締役社長であり、電力業界に関する高い専門性、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画に関する事項などについて、上記の専門性等に基づく発言を行っております。
取締役	亀山 晴信	当期に開催された取締役会12回全てに出席しております。弁護士としての豊富な経験・法律に関する幅広い知見等を有することから、法的観点に基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、コンプライアンスに関する事項などについて、上記の観点に基づく発言を行っております。 また、当期に開催された指名・報酬委員会6回全てに出席しており、役員の指名・報酬に関する事項について、上記の観点に基づく発言を行っております。 当期に開催された会計監査人と監査等委員会（2020年6月29日以前は監査役会）とのミーティング4回のうち3回に出席しており、会計監査人の適切な評価に向けて、会計上の手続きに関する事項などについて、上記の観点及び他社の社外監査役を務める経験・知見等に基づく発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
取締役	三島 康博	<p>当期に開催された取締役会12回全てに出席しております。フタバ産業株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、製造業の企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画に関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>また、当期に開催された指名・報酬委員会6回全てに出席しており、役員の指名・報酬に関する事項について、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>生産性向上と品質改善に向けた取り組みであるカイゼン活動の指導会にも出席しており、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p>
取締役	植村 明	<p>2020年6月29日就任以降に開催された取締役会10回全てに出席しております。日本証券テクノロジー株式会社の代表取締役社長を歴任するなど、IT業界に関する高い専門性、企業経営者としての豊富な経験・幅広い知見等を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監督を役割として期待し社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画に関する事項などについて、上記の専門性等に基づく発言を行っております。</p> <p>また、2020年6月29日就任以降に開催された指名・報酬委員会5回全てに出席しており、役員の指名・報酬に関する事項について、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員)	武谷 典昭	<p>当期に開催された取締役会12回全てに出席し、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会2回全てに出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会11回全てに出席しております。東京電力ホールディングス株式会社の取締役監査委員会委員を歴任するなど、企業経営・監査全般に関する豊富な経験・幅広い知見等を有し、また、同社の経理部長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監査・監督を役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画・財務戦略に関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>また、当期に開催された会計監査人と監査等委員会（2020年6月29日以前は監査役会）とのミーティング4回全て出席しており、会計監査人の適切な評価に向けて、会計上の手続きに関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p>

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	高田 裕一郎	<p>当期に開催された取締役会12回全てに出席し、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会2回全てに出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会11回全てに出席しております。さくら情報システム株式会社の代表取締役会長を歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験・幅広い知見等を有し、また、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、これらに基づく経営に対する助言・監査・監督役割として期待し、社外取締役として選任しております。取締役会では、中期経営計画・財務戦略に関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p> <p>また、当期に開催された会計監査人と監査等委員会（2020年6月29日以前は監査役会）とのミーティング4回のうち3回出席しており、会計監査人の適切な評価に向けて、会計上の手続きに関する事項などについて、上記の経験等に基づく発言を行っております。</p>

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額

49百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

51百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、過年度の会計監査人の職務遂行状況及び監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりますので、上記①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と監査等委員会が判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案するものとします。

計算書類等

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	58,528
現金及び預金	15,122
受取手形及び売掛金	20,735
電子記録債権	1,331
商品及び製品	3,132
仕掛け品	12,018
原材料及び貯蔵品	4,855
その他の	1,339
貸倒引当金	△8
固定資産	42,487
有形固定資産	35,551
建物及び構築物	11,950
機械装置及び運搬具	2,217
工具、器具及び備品	530
土地	20,490
リース資産	7
建設仮勘定	355
無形固定資産	2,132
ソフトウェア	825
ソフトウェア仮勘定	3
その他の	1,304
投資その他の資産	4,802
投資有価証券	2,717
長期貸付金	96
繰延税金資産	357
退職給付に係る資産	796
その他の	834
資産合計	101,015

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	28,680
支払手形及び買掛金	12,961
電子記録債権	169
短期借入債	6,462
一時預託	4
未払費用	2,125
未払法人税引当	1,620
賞与引当の	952
その他	1,998
固定負債	19,806
長期借入債	3,100
長期一時預り	3
繰延税金負当	793
修繕引当	1,276
環境対策引当	1,234
製品保証引当	225
役員株式給付引当	927
退職給付に係る負債	83
その他の	12,132
負債合計	48,487
(純資産の部)	
株主資本	48,744
資本剰余金	8,000
資本剰余金	7,408
利益自己株	33,566
△229	432
その他の包括利益累計額	166
その他有価証券評価差額金	30
繰延ヘッジ損益	107
為替換算調整勘定	127
退職給付に係る調整累計額	3,350
非支配株主持分	52,528
純資産合計	101,015
負債及び純資産合計	101,015

連結損益計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 原 価	91,939
売 上 総 利 益	72,809
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	19,129
営 業 利 益	15,747
営 業 外 収 益	3,382
受 取 利 息 金 料 益 他	2
受 取 配 当 貸 貸	36
設 備 貨 売 収	81
電 力 販 売 の	62
そ の	46
	229
営 業 外 費 用	
支 払 利 息 用 失 他	65
電 力 販 売 費	28
持 分 法 に よ る 投 資 損	36
そ の	78
	208
特 経 常 利 益	3,402
別 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	8
投 資 有 価 証 券 売 却 益	68
	76
特 別 別 損 失	
固 定 資 産 廃 損	89
減 損	982
事 務 所 移 転 費	10
	1,082
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,396
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,138
法 人 税 等 調 整 額	416
当 期 純 利 益	1,554
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	842
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	566
	1,408

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流動資産	44,142	流動負債	26,728
現金及び預金	7,378	電子記録債権	129
受取手形	538	電買短期未払	8,445
電子記録債権	1,104	電買短期未払	11,012
売掛商品	15,936	掛借入	781
商品及び製品	2,375	人費	1,000
仕掛け品	10,681	税法消込	782
原材料及び貯蔵品	4,234	人費	932
前払費用	31	受り引の	2,044
短期貸付	1,129	当	98
その他の金	739	固定期長期延繰返環	1,489
貸倒引当金	△8	負債借入	12
	44,955	預金	17,049
固定資産		債券	3,100
有形固定資産			793
建物	10,005	金	1,111
構築物	884	債券	1,234
機械及び装置	1,736	金	10,060
車両運搬工具	48	金	225
工具、器具及び備品	449	金	427
土地	20,411	金	83
建設仮勘定	322	その他の	13
	2,005		
無形固定資産		負債合計	43,778
ソフトウェア権	701		
借地権	1,302		
商標権	1		
その他の	0		
	9,091		
投資その他の資産			
投資有価証券	738		
関係会社株式	7,016		
関係会社出資金	553		
長期貸付	96		
前払年金費用	40		
その他の	646		
	資産合計		89,098
(純資産の部)			
株主資本	45,154		
資本剰余金	8,000		
資本準備金	19,204		
資本準備金	2,000		
その他資本剰余金	17,204		
利益剰余金	18,180		
その他利益剰余金	18,180		
固定資産圧縮積立金	2,898		
繰越利益剰余金	15,281		
自己株式	△229		
評価・換算差額等	165		
その他有価証券評価差額金	165		
純資産合計	45,320		
負債及び純資産合計	89,098		

損益計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	66,922
売 上 原 価	52,448
売 上 総 利 益	14,474
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,101
営 業 利 益	3,372
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	281
設 備 賃 貸 料	62
電 力 販 売 収 益	62
そ の 他	59
	466
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	103
電 力 販 売 費 用	28
そ の 他	72
	205
経 常 利 益	3,634
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	3
投 資 有 価 証 券 売 却 益	63
	66
特 別 損 失	
固 定 資 産 廃 棄 損	28
減 損 損	44
子 会 社 株 式 評 価 損	177
事 務 所 移 転 費 用	10
	260
税 引 前 当 期 純 利 益	3,439
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,008
法 人 税 等 調 整 額	△34
当 期 純 利 益	2,465

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社東光高岳

取締役会御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 松島康治 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松本人 
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東光高岳の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東光高岳及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社東光高岳

取締役会御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 松 島 康 治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 勇 人 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東光高岳の2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーケ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーケ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社東光高岳 監査等委員会

常勤監査等委員 黒澤義則印

監査等委員（社外取締役） 武谷典昭印

監査等委員（社外取締役） 高田裕一郎印

(注) 当社は、2020年6月29日開催の第8回定期株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2020年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

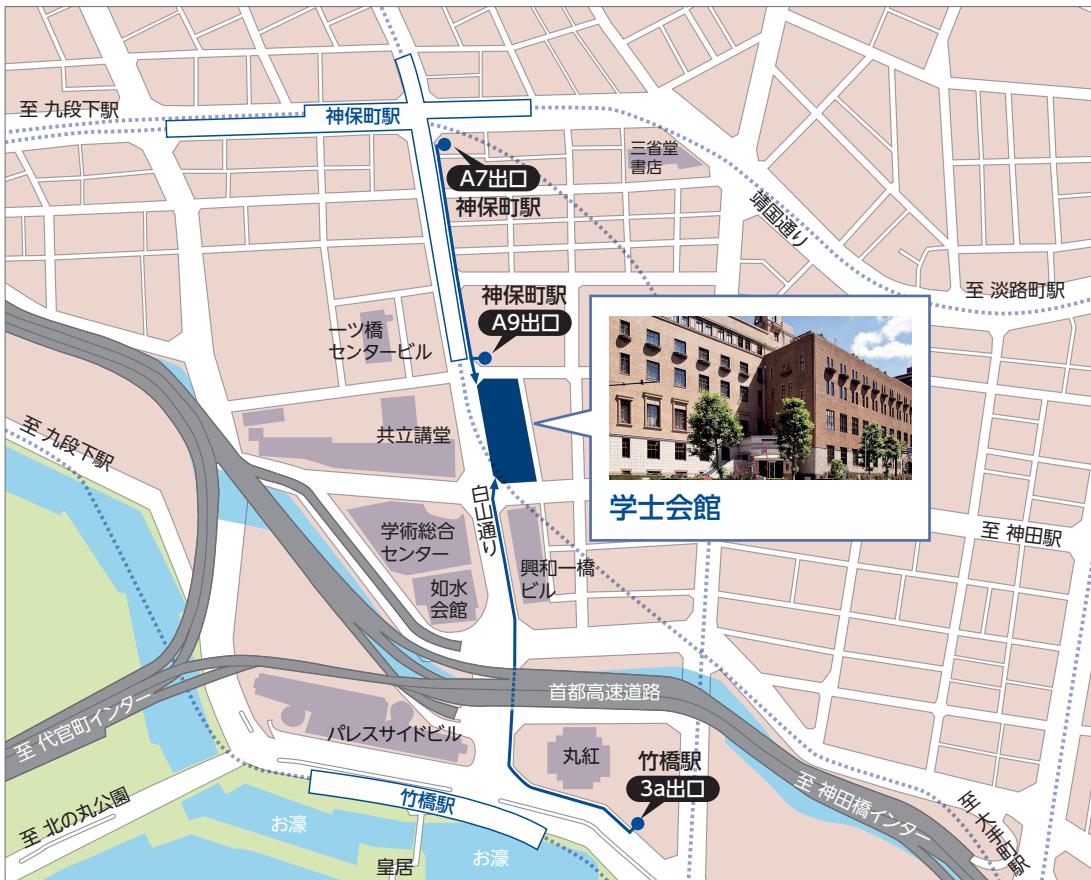
〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

第9回定期株主総会 会場ご案内図

会場 学士会館会議室（2階） 東京都千代田区神田錦町三丁目28番地 TEL 03-3292-5936

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようお願い申しあげます。



会場までの案内 都営三田線 → 神保町駅 A9出口 から徒歩1分

都営新宿線／東京メトロ半蔵門線 → 神保町駅 A7出口 から徒歩3分

東京メトロ東西線 → 竹橋駅 3a出口 から徒歩5分

株式会社 東光高岳

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

